

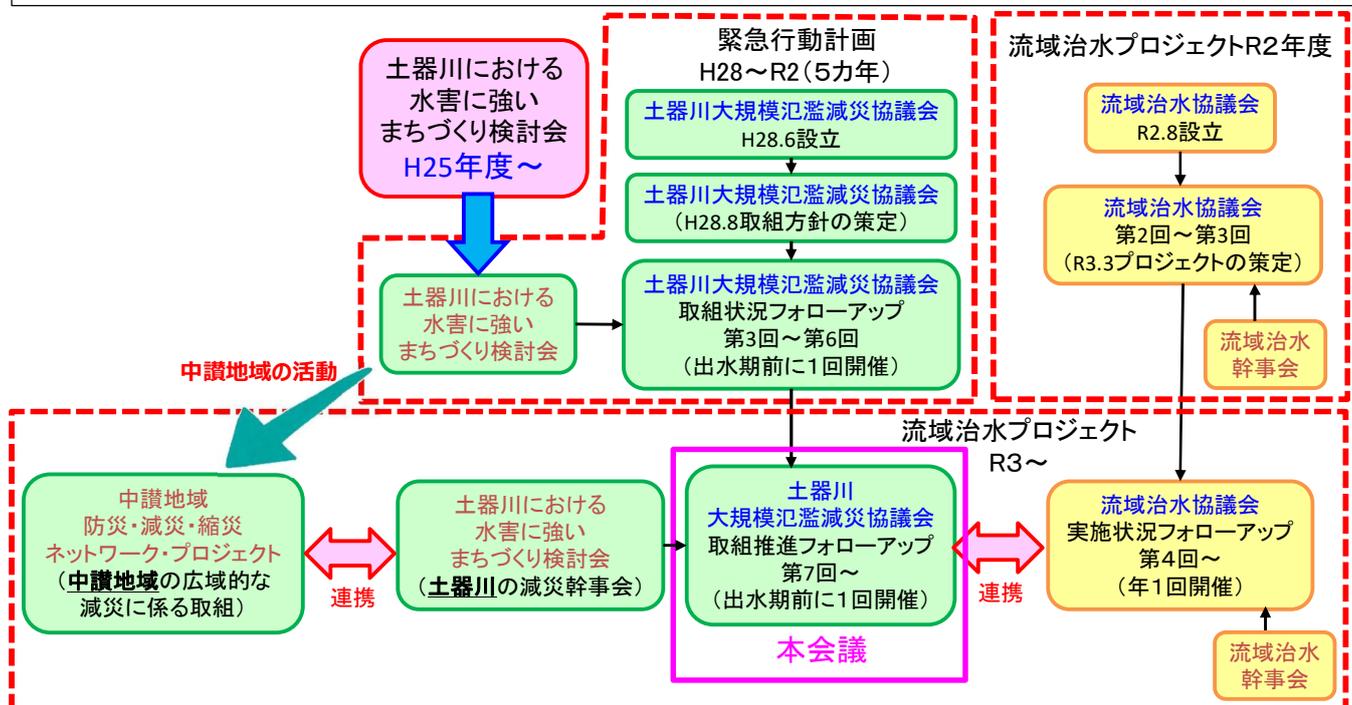
# 土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約と 幹事会運営要領について

令和5年5月30日

## 土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会

### 「土器川における減災対策協議会・幹事会」の経緯

- 土器川では、平成25年度より、関係機関と連携し、住民意見を反映した取り組みを推進するため、「土器川における水害に強いまちづくり検討会」を設置。
- また、大規模氾濫減災協議会の幹事会は、河川管理者、県、市町等の関係機関が情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整する場として、平成28年度より開催。
- 令和2年度には、金倉川、大東川を含む中讃地域の広域的な取組推進に向けて、「中讃地域 防災・減災・縮災ネットワーク・プロジェクト」を設立。
- 大規模減災対策協議会は、令和4年6月より、「土器川における水害に強いまちづくり検討会」を幹事会に位置づけ、流域治水プロジェクトと連携しつつ、減災に係る取組をさらに推進し、より実践に向けた検討会とする。



## 土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

### （名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、名称を「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、土器川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、土器川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### （組織の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、名称を「土器川における水害に強いまちづくり検討会」とし、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

### （協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前に堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

#### (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

#### (協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等についてはウェブサイト等により公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

#### (事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、四国地方整備局香川河川国道事務所工務第一課が行う。

#### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

#### (附則)

第10条 本規約は、平成28年6月1日から施行する。

本規約は、一部改定し、平成30年5月30日から施行する。

本規約は、一部改定し、令和元年5月29日から施行する。

本規約は、一部改定し、令和2年6月2日から施行する。

本規約は、一部改定し、令和4年5月23日から施行する。

本規約は、一部改定し、令和5年 月 日から施行する。

(協議会)

丸亀市長

坂出市長

善通寺市長

宇多津町長

琴平町長

多度津町長

まんのう町長

香川県 危機管理総局 危機管理課長

香川県 土木部 河川砂防課長

香川県 中讃土木事務所長

気象庁 高松地方气象台長

国土地理院 四国地方測量部長

四国地方整備局 香川河川国道事務所長

(アドバイザー)

香川大学名誉教授 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 顧問 白木 渡

(幹事会)

丸亀市 危機管理課長  
丸亀市 建設課長  
丸亀市 高齢者支援課長  
坂出市 危機管理課長  
坂出市 地域包括支援センター長  
善通寺市 自治防災課長  
善通寺市 高齢者課長  
宇多津町 危機管理課長  
宇多津町 保健福祉課長  
琴平町 地域整備課長  
琴平町 企画防災課長  
琴平町 住民福祉課長  
多度津町 総務課長  
多度津町 高齢者保険課長  
まんのう町 総務課長  
まんのう町 福祉保険課長  
香川県 危機管理総局 危機管理課長補佐  
香川県 土木部 河川砂防課長補佐  
香川県 健康福祉部 長寿社会対策課長補佐  
香川県 中讃土木事務所 防災・監督主幹  
気象庁 高松地方气象台 水害対策気象官  
国土地理院 四国地方測量部 防災情報管理官  
四国地方整備局 香川河川国道事務所 副所長

(アドバイザー)

香川大学名誉教授 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 顧問 白木 渡

# 土器川における水害に強いまちづくり検討会

## 運営要領

### (目的)

第1条 土器川において、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を平成28年6月1日に設立し、令和2年度までの5ヶ年間を目途に実現可能なハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する取組として「土器川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）を平成28年8月に取りまとめた。

「土器川における水害に強いまちづくり検討会（以下、「検討会」という。）」では、協議会の目的に関する検討に加え、「取組方針」に基づき、住民意見を反映するため、各構成機関が連携して取り組む必要がある課題について、検討することを目的とする。

加えて、香川地域では、南海トラフの巨大地震等の大規模災害を想定した四国地震防災基本戦略等の推進を目的とした地域継続計画(District Continuity Plan : DCP)を策定等するため、「香川地域継続検討協議会」（以下、「DCP協議会」という。）を設立し、現在活動している。土器川（中讃地区）をケーススタディとした「検討会」は、「DCP協議会」と連携して検討を進め、その検討結果を、「DCP協議会」に提出し、香川地域全体で共有するものとする。

### (活動)

第2条 検討会は、「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会」の目的を達するための活動に加え、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会における“幹事会”としての開催。
- (2) 土器川の大規模河川氾濫を想定した場合の“住民目線の災害情報のあり方”と“地域コミュニティの活性化と連携”に関する活動。
- (3) 土器川の大規模河川氾濫を想定した時間軸（災害警戒期～応急対策期）に沿った“タイムライン（防災行動計画）”に関する活動。
- (4) モデル地区を対象とした「土器川における水害に強いまちづくり検討部会」の運営に関する活動。
- (5) モデル地区を対象とした地域住民の意見集約をするためのワークショップ開催に関する活動。
- (6) その他、検討会の目的を達成するために必要な活動。

### (組織)

第3条 検討会は、「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会」幹事会の構成に加え、別表1に掲げる団体等で構成する。なお、必要に応じて構成員以外を追加することができる。

(会議)

第5条 検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

2 検討会には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものと見なす。

3 事務局は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、香川河川国道事務所に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、会議で協議の上、これを定める。

附則

(施行期日)

第8条 この運営要領は、平成26年8月7日から適用する。

この運営要領は、平成27年10月8日から適用する。

この運営要領は、平成28年11月16日から適用する。

この運営要領は、平成30年1月17日から適用する。

この運営要領は、令和元年8月29日から適用する。

この運営要領は、令和3年3月19日から適用する。

この運営要領は、令和5年3月17日から適用する。

別表1 (第3条関係)

香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構

香川県防災士会